

## 契約情報の公表について(随意契約)

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北海道銀行 北海道札幌市中央区大通西4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 130,504,096円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北洋銀行 北海道札幌市中央区大通西3-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 209,857,882円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社札幌銀行 北海道札幌市西区二十四軒2条2-3-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 19,597,387円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	札幌信用金庫 北海道札幌市中央区南2条西3-15-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,737,933円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	室蘭信用金庫 北海道室蘭市常盤町2-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,680,142円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	空知信用金庫 北海道岩見沢市3条西6-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,414,502円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	苫小牧信用金庫 北海道苫小牧市表町3-1-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,446,205円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,581,764円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	伊達信用金庫 北海道伊達市梅本町39-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,780,564 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日高信用金庫 北海道浦河郡浦河町大通 2-31-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,220,290 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,708,495 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	渡島信用金庫 北海道茅部郡森町字御幸 町115	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,469,936 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	江差信用金庫 北海道檜山郡江差町字本 町132	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,365,573 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	小樽信用金庫 北海道小樽市稲穂1-4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,178,966 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北海信用金庫 北海道余市郡余市町黒川 町4-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,846,951 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	旭川信用金庫 北海道旭川市1条通9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 16,541,554 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	稚内信用金庫 北海道稚内市中央3-9-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,355,127 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	留萌信用金庫 北海道留萌市花園町2-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,831,424 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北星信用金庫 北海道名寄市西2条南5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,277,011 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	帯広信用金庫 北海道帯広市西3条南7-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,134,339 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	釧路信用金庫 北海道釧路市北大通8-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,078,884 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大地みらい信用金庫 北海道根室市梅ヶ枝町3- 15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,441,061 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北見信用金庫 北海道北見市北2条東1-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,447,893 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	網走信用金庫 北海道網走市南4条西1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,047,455 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	紋別信用金庫 北海道紋別市幸町4-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,373,225 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	遠軽信用金庫 北海道紋別郡遠軽町大通 南1-1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,184,091 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北央信用組合 北海道札幌市中央区南1条 西8-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,955,865 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	釧路信用組合 北海道釧路市北大通9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,640,701 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条 西5-3-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 24,751,482 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北海道信用農業協同組合 連合会 北海道札幌市中央区北4条 西1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 27,213,324 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北海道信用漁業協同組合 連合会 北海道札幌市中央区北3条 西7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,917,671 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北空知信用金庫 北海道深川市4条8-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,636,930 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	札幌中央信用組合 北海道札幌市中央区南2条 西2-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,684,122 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	空知商工信用組合 北海道美幌市西2条南2-1- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,742,351 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	十勝信用組合 北海道帯広市大通南9-18- 20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,551,922 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 47,527,523 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 53,131,739 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社秋田銀行 秋田県秋田市山王3-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 38,995,474 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 22,756,698 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社荘内銀行 山形県鶴岡市本町2-15-39	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 12,929,919 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山形銀行 山形県山形市三日町1-2- 47	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 23,167,318 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社岩手銀行 岩手県盛岡市中央通1-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 44,525,829 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東北銀行 岩手県盛岡市茶畑2-25-46	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 20,165,199 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社七十七銀行 宮城県仙台市青葉区中央 3-3-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 156,741,28 4円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東邦銀行 福島県福島市飯坂町平野 字桜田3-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 58,490,380 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社きらやか銀行 山形県山形市旅籠町3-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,976,304 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北日本銀行 岩手県盛岡市中央通1-6-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,961,535 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社仙台銀行 宮城県仙台市青葉区一番 町2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 29,745,913 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福島銀行 福島県福島市万世町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 21,803,383 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大東銀行 福島県福島市郡山鶴見坦 3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,221,655 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	あおもり信用金庫 青森県青森市橋本2-12-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,766,245 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	八戸信用金庫 青森県八戸市大字八日町 18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,522,092 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	下北信用金庫 青森県むつ市柳町1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,719,550 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	盛岡信用金庫 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,326,763 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	一関信用金庫 岩手県一関市幸町5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,354,373 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	社の都信用金庫 宮城県仙台市青葉区国分 町3-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,386,326 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	石巻信用金庫 宮城県石巻市中央3-6-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,878,355 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	仙南信用金庫 宮城県白石市沢端町1-45	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,401,589 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	気仙沼信用金庫 宮城県気仙沼市2-4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,289,209 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	郡山信用金庫 福島県郡山市清水台2-13-26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,851,221 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	白河信用金庫 福島県白河市新白河1-152	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,408,145 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	須賀川信用金庫 福島県須賀川市宮先町31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,097,115 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ひまわり信用金庫 福島県いわき市小名浜字 準人183	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,412,695 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,249,984 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	青森県信用組合 青森県青森市大字派浜田 字玉川207-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,606,364 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	いわき信用組合 福島県いわき市小名浜派 花畑町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 36,841,826 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北日 町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,116,496 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	青森県信農連 青森県青森市東大野2-1- 15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,030,275 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岩手県信農連 岩手県盛岡市内丸16-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,147,818 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山形県信農連 山形県山形市七日町3-1- 16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,016,471 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福島県信農連 福島県福島市飯坂町平野 字三枚長1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,425,549 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	宮城第一信用金庫 宮城県仙台市青葉区中央 3-5-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,995,413 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東奥信用金庫 青森県弘前市大字土手町 81	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,965,155 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	十和田信用金庫 青森県十和田市西三番町 1-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,202,162 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	秋田信用金庫 秋田県秋田市大町3-3-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,772,219 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	秋田ふれあい信用金庫 秋田県大仙市大曲福住町 9-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,714,422 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	米沢信用金庫 山形県米沢市大町5-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,257,602 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鶴岡信用金庫 山形県鶴岡市馬場町1-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,044,180 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	宮古信用金庫 岩手県宮古市向町2-46	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,497,035 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北上信用金庫 岩手県北上市本通り1-5-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,858,153 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	水沢信用金庫 岩手県奥州市水沢区字日 高西71-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,543,438 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	会津信用金庫 福島県会津若松市馬場町 2-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,005,448 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	あぶくま信用金庫 福島県南相馬市原町区栄 町2-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,470,025 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	二本松信用金庫 福島県二本松市金色久保 227-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,882,180 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	石巻商工信用組合 宮城県石巻市中央2-11-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,708,742 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	古川信用組合 宮城県大崎市古川十日町 7-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,537,540 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	青森県信用漁業協同組合 連合会 青森県青森市安方1-1-32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,397,947 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岩手県信用漁業協同組合 連合会 岩手県盛岡市内丸16-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,410,996 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	羽後信用金庫 秋田県本荘市大町32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,148,484 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	花巻信用金庫 岩手県花巻市吹張町11-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,277,635 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山形中央信用組合 山形県長井市本町1-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,268,613 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福島商工信用組合 福島県郡山市堂前町7-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,019,071 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	会津商工信用組合 福島県会津若松市中央1- 1-30	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 377,405,64 0円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1- 1-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 317,537,72 2円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀 行 東京都千代田区丸の内2- 7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,950,357 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後 町2-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,211,343 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区有楽町1- 1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,167,714 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常 盤7-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,868,972 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東京都民銀行 東京都港区六本木2-3-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,080,066 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなと みらい3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,577,276 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三菱UFJ信託銀行株式会 社 東京都千代田区丸の内1- 4-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,814,983 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	みずほ信託銀行株式会 社 東京都中央区八重洲1-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,196,510 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中央三井信託銀行株式会 社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 121,390,54 6円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	住友信託銀行株式会社 大阪府大阪市中央区北浜 4-5-33	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 18,086,187 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東日本銀行 東京都中央区日本橋3-11- 2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 52,995,296 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東京スター銀行 東京都港区赤坂1-6-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 237,419,31 1円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社神奈川銀行 神奈川県横浜市中区長者 町9-166	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 54,986,815 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 46,964,973 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	横浜信用金庫 神奈川県横浜市中区尾上 町2-16-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 96,640,939 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三浦藤沢信用金庫 神奈川県横須賀市大滝町 1-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 35,222,374 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	湘南信用金庫 神奈川県横須賀市大滝町 2-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 12,922,650 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂 子2-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,956,147 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	平塚信用金庫 神奈川県平塚市紅谷町11- 19	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 100,090,87 3円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	さがみ信用金庫 神奈川県小田原市本町2- 9-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,464,475 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	朝日信用金庫 東京都台東区台東2-8-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,648,668 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	さわやか信用金庫 東京都港区三田5-21-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,386,390 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	芝信用金庫 東京都港区新橋6-23-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 31,727,811 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京東信用金庫 東京都墨田区東向島2-36- 10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,556,866 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,374,311 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	城北信用金庫 東京都北区豊島1-10-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,585,902 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	巣鴨信用金庫 東京都豊島区巣鴨2-10-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,280,291 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	青梅信用金庫 東京都青梅市勝沼3-65	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 10,630,325 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	多摩信用金庫 東京都立川市曙町2-8-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,536,618 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中央労働金庫 東京都千代田区神田駿河 台2-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,489,714 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京都信用農業協同組合 連合会 東京都立川市柴崎町3-5- 25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,109,047 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	神奈川県信用農業協同組 合連合会 神奈川県横浜市中区海岸 通1-2-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,566,259 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,254,157 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社関東つくば銀行 茨城県土浦市中央2-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,241,246 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜 木町1-10-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,138,297 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉 港1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,223,045 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町 2-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,190,281 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20- 8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,958,968 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町 1-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,578,728 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	スルガ銀行株式会社 静岡県沼津市通横町23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委 託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随 意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,395,095 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社清水銀行 静岡県静岡市清水区富士 見町3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,990,931 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社茨城銀行 茨城県水戸市南町1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,897,873 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士 見1-11-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,347,011 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社静岡中央銀行 静岡県沼津市大手町4-76	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,191,888 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	水戸信用金庫 茨城県水戸市城南2-2-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 47,657,910 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	結城信用金庫 茨城県結城市大字結城557	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,910,863 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	埼玉県信用金庫 埼玉県熊谷市本町1-130-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,617,631 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	川口信用金庫 埼玉県川口市栄町3-9-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,259,713 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	青木信用金庫 埼玉県川口市中青木2-13- 21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,090,933 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	飯能信用金庫 埼玉県飯能市栄町24-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 20,356,156 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央 2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 78,698,425 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	銚子信用金庫 千葉県銚子市双葉町5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 126,218,40 0円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京ベイ信用金庫 千葉県市川市市川1-23-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 46,866,659 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	甲府信用金庫 山梨県甲府市丸の内2-17- 6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 32,467,171 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山梨信用金庫 山梨県甲府市中央1-12-36	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 84,171,257 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	静岡信用金庫 静岡県静岡市葵区相生町 1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 25,936,976 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	静清信用金庫 静岡県静岡市葵区昭和町 2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 38,217,811 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元結町 114-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 16,034,188 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三島信用金庫 静岡県三島市芝本町12-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,123,824 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富士宮信用金庫 静岡県富士宮市元城町31- 15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,981,456 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	島田信用金庫 静岡県島田市本通3-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,461,820 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	磐田信用金庫 静岡県磐田市中泉578-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,002,882 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	焼津信用金庫 静岡県焼津市栄町3-5-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,101,209 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	掛川信用金庫 静岡県掛川市亀の甲2-203	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,103,930 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	遠州信用金庫 静岡県浜松市中区中沢町 81-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,614,728 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	茨城県信用組合 茨城県水戸市大町2-3-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,704,828 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	銚子商工信用組合 千葉県銚子市東芝町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,268,816 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山梨県民信用組合 山梨県甲府市中央1-18-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,913,147 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町 5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,713,276 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	茨城県信用農業協同組合 連合会 茨城県水戸市梅香1-1-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,198,626 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	埼玉県信用農業協同組合 連合会 埼玉県さいたま市浦和区高 砂3-12-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,002,485 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	千葉県信用農業協同組合 連合会 千葉県千葉市中央区新千 葉3-2-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,257,115 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山梨県信用農業協同組合 連合会 山梨県甲府市飯田1-1-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,811,567 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	静岡県信用農業協同組合 連合会 静岡県静岡市駿河区曲金 3-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,654,050 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,254,474 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社足利銀行 栃木県宇都宮市桜4-1-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,104,465 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀 前通七番町1071-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,297,942 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北越銀行 新潟県長岡市大手町2-2- 14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,750,800 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社八十二銀行 長野県長野市大字中御所 岡田178-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,645,085 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,712,000 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,424,236 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,093,220 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社長野銀行 長野県松本市渚2-9-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,018,525 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高崎信用金庫 群馬県高崎市飯塚町1200- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,288,028 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	桐生信用金庫 群馬県桐生市錦町2-15-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 10,750,883 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	アイオー信用金庫 群馬県伊勢崎市中央町20-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,891,091 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北群馬信用金庫 群馬県渋川市石原203-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,104,089 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	しのめ信用金庫 群馬県富岡市富岡1123	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 25,750,593 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	足利小山信用金庫 栃木県足利市井草町2407-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,506,694 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	栃木信用金庫 栃木県栃木市万町9-28	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,909,125 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿沼相互信用金庫 栃木県鹿沼市上田町2331	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,744,034 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	烏山信用金庫 栃木県那須烏山市中央2-4-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,692,669 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新潟信用金庫 新潟県新潟市中央区西堀 通五番町885-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,490,787 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長岡信用金庫 新潟県長岡市大手通2-4-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,772,862 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三条信用金庫 新潟県三条市旭町2-5-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,729,915 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新発田信用金庫 新潟県新発田市中央町3- 2-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,022,390 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	上越信用金庫 新潟県柏崎市東本町1-2- 16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,893,595 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長野信用金庫 長野県長野市大字鶴賀 133-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,102,623 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,564,916 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	上田信用金庫 長野県上田市材木町1-17- 12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,079,412 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	諏訪信用金庫 長野県岡谷市郷田2-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,479,207 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	飯田信用金庫 長野県飯田市本町1-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,430,072 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	アルプス信用金庫 長野県伊那市伊那3438-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,372,269 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	群馬県信用組合 群馬県安中市原市688-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,111,260 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	かみつけ信用組合 群馬県渋川市渋川1305-13	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,375,477 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新潟県信用組合 新潟県新潟市中央区宮所 通一番町302-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,546,842 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	協栄信用組合 新潟県燕市東太田6984	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,222,050 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長野県信用組合 長野県長野市新田町1103- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,238,187 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新潟県労働金庫 新潟県新潟市中央区寄居 町332-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,016,787 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長野県労働金庫 長野県長野市県町523	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,247,328 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	群馬県信用農業協同組合 連合会 群馬県前橋市亀里町1310	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,557,482 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長野県信用農業協同組合 連合会 長野県長野市大字南長野 北石堂町1177-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 23,916,882 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新潟県信用農業協同組合 連合会 新潟県新潟市東中通1- 189-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,293,474 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	協同住宅ローン株式会社 東京都目黒区中央町1-15- 3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,162,445 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	佐原信用金庫 千葉県香取市佐原イ525	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,832,198 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中栄信用金庫 神奈川県秦野市元町1-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,423,413 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中南信用金庫 神奈川県中郡大磯町大磯 1133-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,434,110 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	亀有信用金庫 東京都葛飾区亀有3-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,427,380 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京信用金庫 東京都豊島区東池袋1-25- 5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,040,711 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	滝野川信用金庫 東京都北区田端新町3-25- 2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,881,147 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	七島信用組合 東京都大島町元町4-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,735,080 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	警視庁職員信用組合 東京都千代田区霞ヶ関2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,064,974 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	館山信用金庫 千葉県館山市北条1634	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,177,567 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	沼津信用金庫 静岡県沼津市大手町5-6-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,460,330 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富士信用金庫 静岡県富士市青島町212	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,807,746 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	埼玉信用組合 埼玉県本庄市児玉町児玉 44-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,196,757 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	房総信用組合 千葉県茂原市高師町1-10-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 56,987,886 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	都留信用組合 山梨県富士吉田市下吉田 1729	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 85,509,722 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	利根郡信用金庫 群馬県沼田市東原新町 1540	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 123,511,15 2円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	館林信用金庫 群馬県館林市本町1-6-32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 78,232,266 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大田原信用金庫 栃木県大田原市中央1-10-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,085,733 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新井信用金庫 新潟県妙高市栄町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 23,632,694 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	村上信用金庫 新潟県村上市小町2-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 66,999,865 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	加茂信用金庫 新潟県加茂市本町1-29	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 19,514,622 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	真岡信用組合 栃木県真岡市並木町1-13-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,917,844 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	那須信用組合 栃木県那須塩原市永田町6-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,824,464 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	あかぎ信用組合 群馬県伊勢崎市緑町5-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,504,563 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東群馬信用組合 群馬県伊勢崎市境315-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,497,819 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	佐野信用金庫 栃木県佐野市本町2910	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,698,066 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	農林中央金庫 東京都千代田区有楽町1- 13-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,245,933 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西濃信用金庫 岐阜県揖斐郡大野町大字 大野201	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,539,457 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中日信用金庫 愛知県名古屋市中区清水 町2-9-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,757,360 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊橋商工信用組合 愛知県豊橋市駅前大通3- 55	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,049,706 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	愛知県中央信用組合 愛知県碧南市中町5-77	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,059,568 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,662,872 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,394,295 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三重銀行 三重県四日市市西新地7-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,193,822 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社百五銀行 三重県津市岩田21-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 27,811,021 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社岐阜銀行 岐阜県岐阜市宇佐南1-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,116,866 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3- 14-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 12,236,405 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3- 19-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,238,508 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社中京銀行 愛知県名古屋市中区栄3-33-13	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,542,459 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社第三銀行 三重県松阪市京町510	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,590,902 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,436,264 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,946,768 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,758,017 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	関信用金庫 岐阜県関市東賞上12-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,644,168 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小畷町579	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,467,683 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元 菅41	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,695,978 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	いちい信用金庫 愛知県一宮市栄1-4-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,088,543 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	瀬戸信用金庫 愛知県瀬戸市東横山町 119-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,021,596 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	半田信用金庫 愛知県半田市御幸町8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,196,297 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39- 18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 201,995,56 1円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊川信用金庫 愛知県豊川市末広通3-34- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 10,560,191 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 56,141,848 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 42,605,887 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西尾信用金庫 愛知県西尾市寄住町洲田 51	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 67,848,655 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市宝町12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 199,926,66 4円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	尾西信用金庫 愛知県尾西市庵屋1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,898,066 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,464,394 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北伊勢上野信用金庫 三重県四日市市安島2-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,753,807 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三重信用金庫 三重県松阪市朝日町1区 16-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,455,145 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	桑名信用金庫 三重県桑名市中央町20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,174,560 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄 1-7-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,143,228 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岐阜県信農連 岐阜県岐阜市宇佐南4-13- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,592,973 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	愛知県信農連 愛知県名古屋市中区錦3-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,965,988 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三重県信農連 三重県津市栄町1-960	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,975,338 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,656,213 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社京都銀行 京都府京都市下京区烏丸 通松原上ル	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,610,020 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見 1-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,670,115 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社泉州銀行 大阪府貝塚市二色2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 39,534,510 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社池田銀行 大阪府池田市城南2-1-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 16,425,448 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社南都銀行 奈良県奈良市橋本町16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,063,321 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社紀陽銀行 和歌山県和歌山市中之島 2240	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,807,676 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社但馬銀行 兵庫県豊岡市正法寺475-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 84,621,952 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社びわこ銀行 滋賀県大津市中央4-5-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 43,071,461 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社関西アーバン銀行 大阪府大阪市中央区西心 齋橋1-2-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 70,961,085 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元 菅41	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 108,768,26 7円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みなと銀行 兵庫県神戸市西区竹の台 6-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 41,307,982 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	滋賀中央信用金庫 滋賀県彦根市中央町5-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,559,165 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長浜信用金庫 滋賀県長浜市元浜町3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 20,656,891 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	湖東信用金庫 滋賀県東近江市青葉町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,192,102 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都信用金庫 京都府京都市下京区四条 通柳馬場東入立売東町7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,468,469 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条 通室町東入函谷鉾町91	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,080,904 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都北都信用金庫 京都府宮津市宇鶴賀2054- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,314,232 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大阪信用金庫 大阪府大阪市天王寺区上 本町8-9-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,109,634 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大阪東信用金庫 大阪府八尾市本町2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,879,368 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	摂津水都信用金庫 大阪府茨木市西駅前町9- 32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,386,769 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	奈良信用金庫 奈良県大和郡山市南郡山 町529-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,151,003 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大和信用金庫 奈良県桜井市桜井281-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,405,170 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	奈良中央信用金庫 奈良県磯城郡田原本町 132-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,109,330 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新宮信用金庫 和歌山県新宮市大橋通3- 1-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 18,077,165 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,064,254 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花 町61	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,344,178 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前105	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,868,570 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,728,129 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,578,039 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市西本町北通 3-93	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 24,161,774 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日新信用金庫 兵庫県明石市本町2-3-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,058,194 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	淡路信用金庫 兵庫県洲本市宇山3-5-25	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,848,869 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	但馬信用金庫 兵庫県豊岡市中央町17-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,473,409 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西兵庫信用金庫 兵庫県宍粟市山崎町山崎 190	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,586,168 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中兵庫信用金庫 兵庫県三田市けやき台1- 4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,580,587 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	但陽信用金庫 兵庫県加古川市加古川町 溝之口539	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,876,844 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	滋賀県信用組合 滋賀県甲賀市水口町八光 2-45	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,163,837 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	兵庫信用組合 兵庫県神戸市中央区栄町 通3-4-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,309,218 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	淡陽信用組合 兵庫県洲本市栄町1-3-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,394,392 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	近畿労働金庫 大阪府大阪市中央区森ノ宮 中央1-10-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,367,843 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	滋賀県信農連 滋賀県大津市京町4-3-38	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,937,385 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都府信農連 京都府京都市南区東九条 西山王町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,624,402 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大阪府信農連 大阪府大阪市中央区馬場 町3-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,493,928 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	兵庫県信農連 兵庫県神戸市中央区海岸 通1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,019,215 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	和歌山県信農連 和歌山県和歌山市美園町 5-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,297,098 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2- 24-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,579,489 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社百十四銀行 香川県高松市亀井町7-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,053,093 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社伊予銀行 愛媛県松山市三番町4-12- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,007,848 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社四国銀行 高知県高知市南はりまや町 1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,286,041 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,399,442 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社香川銀行 香川県高松市亀井町6-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,099,245 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 24,357,322 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社高知銀行 高知県高知市塚町2-24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,639,892 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	徳島信用金庫 徳島県徳島市紺屋町8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,162,210 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高松信用金庫 香川県高松市瓦町1-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,210,238 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	観音寺信用金庫 香川県観音寺市観音寺町 甲3377-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,044,738 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	愛媛信用金庫 愛媛県松山市二番町4-2- 11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,408,293 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東予信用金庫 愛媛県新居浜市中須賀町 1-6-37	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,368,759 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	幡多信用金庫 高知県四万十市中村京町 1-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,836,615 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高知信用金庫 高知県高知市はりまや町2- 4-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,679,065 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	香川県信用組合 香川県高松市亀井町9-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,040,711 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,334,935 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	徳島県信農連 徳島県徳島市北佐古一番 町5-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,881,147 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	香川県信農連 香川県高松市寿町1-3-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,735,080 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	愛媛県信農連 愛媛県松山市南堀端町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,064,974 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高知県信農連 高知県高知市本町4-1-24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,177,567 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2- 26	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 74,024,185 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社富山銀行 富山県高岡市守山町22	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,540,650 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北國銀行 石川県金沢市下堤町1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 47,775,807 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福井銀行 福井県福井市順化1-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 19,615,441 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社富山第一銀行 富山県富山市掛尾町626	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,262,883 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福邦銀行 福井県福井市春山2-9-9	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,909,618 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1- 32	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,394,834 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高岡信用金庫 富山県高岡市守山町68	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,812,139 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	にいかわ信用金庫 富山県魚津市双葉町6-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,628,593 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	氷見伏木信用金庫 富山県氷見市伊勢大町2- 14-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,169,098 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	金沢信用金庫 石川県金沢市香林坊1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,483,944 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	のと共栄信用金庫 石川県七尾市檜町35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,690,117 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,945,941 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鶴来信用金庫 石川県金沢市三社町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,817,644 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	興能信用金庫 石川県鳳珠郡能登町宇宇 出津ム字45-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,006,227 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福井信用金庫 福井県福井市市原2-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,717,968 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,457,785 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	越前信用金庫 福井県大野市日吉町2-19	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,907,487 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北陸労働金庫 石川県金沢市直江町127	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,383,980 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	石川県信農連 石川県金沢市古府1-220	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,460,330 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福井県信農連 福井県福井市大手3-2-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,807,746 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町 171	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,196,757 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山陰合同銀行 鳥根県松江市魚町10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 56,987,886 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社中国銀行 岡山県岡山市丸の内1-15- 20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 85,509,722 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社広島銀行 広島県広島市中区紙屋町 1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 123,511,15 2円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2- 36	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 78,232,266 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社島根銀行 鳥根県松江市東本町2-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,085,733 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社トマト銀行 岡山県岡山市番町2-3-4	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 23,632,694 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1- 24	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 66,999,865 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社西京銀行 山口県下松市大字西豊井 1167	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 19,514,622 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,917,844 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	米子信用金庫 鳥取県米子市東福原2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,824,464 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鳥根中央信用金庫 鳥根県出雲市今市町252-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,504,563 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	おかやま信用金庫 岡山県岡山市柳町1-11-21	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,497,819 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤 町8-23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,698,066 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	玉島信用金庫 岡山県倉敷市玉島1438	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,245,933 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	吉備信用金庫 岡山県総社市中央2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,539,457 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	広島信用金庫 広島県広島市中区富士見 町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,757,360 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,049,706 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	しまなみ信用金庫 広島県三原市港町1-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,059,568 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西中国信用金庫 山口県下関市豊前田町3- 1-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,662,872 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東山口信用金庫 山口県柳井市中央2-7-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,394,295 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	広島市信用組合 広島県広島市中区袋町3- 17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,193,822 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中国労働金庫 広島県広島市南区的場町 1-8-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 27,811,021 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	島根県信用農業協同組合 連合会 島根県松江市殿町19-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,116,866 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	広島県信用農業協同組合 連合会 広島県広島市中区大手町 4-6-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 12,236,405 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山口県信用農業協同組合 連合会 山口県山口市小郡下郷 2139	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,238,508 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本海信用金庫 島根県浜田市殿町83-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,542,459 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	津山信用金庫 岡山県津山市山下30-15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,590,902 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日生信用金庫 岡山県備前市日生町日生 888-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,436,264 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	備前信用金庫 岡山県備前市伊部1660-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,946,768 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	山口信用金庫 山口県山口市道場門前1- 5-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,758,017 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	防府信用金庫 山口県防府市天神1-12-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,644,168 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	笠岡信用組合 岡山県笠岡市笠岡2388-40	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,467,683 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	広島県信用組合 広島県広島市中区富士見 町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,695,978 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	備北信用金庫 岡山県高梁市正宗町1964- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,088,543 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	萩信用金庫 山口県萩市大字唐樋町3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,021,596 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鳥取県信用農業協同組合 連合会 鳥取県鳥取市末広温泉町 723	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,196,297 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福岡銀行 福岡県福岡市西区姪浜駅 南1-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 201,995,56 1円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町 2456-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 10,560,191 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 56,141,848 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 42,605,887 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10- 12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 67,848,655 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多 駅前1-3-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 199,926,66 4円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福岡中央銀行 福岡県福岡市中央区大名 2-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,898,066 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,464,394 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社長崎銀行 長崎県長崎市栄町3-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,753,807 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区 尾倉2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,455,145 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	筑後信用金庫 福岡県久留米市東原35-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,174,560 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	飯塚信用金庫 福岡県飯塚市本町11-42	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,143,228 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大川信用金庫 福岡県大川市大字榎津 305-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,592,973 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡岡垣町東山 田2-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,965,988 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	唐津信用金庫 佐賀県唐津市大名小路 310-35	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,975,338 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	佐賀信用金庫 佐賀県佐賀市中央本町8- 10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,656,213 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西九州信用金庫 長崎県佐世保市天満町1- 15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,610,020 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,670,115 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手 門3-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 39,534,510 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡県信用農業協同組合 連合会 福岡県福岡市中央区天神 4-10-12	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 16,425,448 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	佐賀県信用農業協同組合 連合会 佐賀県佐賀市栄町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,063,321 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長崎県信用漁業協同組合 連合会 長崎県長崎市五島町2-27	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,807,676 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社肥後銀行 熊本県熊本市二本木5-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 84,621,952 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 43,071,461 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社宮崎銀行 宮崎県宮崎市高千穂通1- 5-14	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 70,961,085 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市呉服町 3-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 108,768,26 7円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社熊本ファミリー銀行 熊本県熊本市水前寺6-29-20	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 41,307,982 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社豊和銀行 大分県大分市王子中町4-10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,559,165 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 20,656,891 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社南日本銀行 鹿児島県鹿児島市山之口 町12-1鹿児島センタービル 2F	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,192,102 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本信用金庫 熊本県熊本市手取本町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,468,469 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本第一信用金庫 熊本県熊本市花畑町10-29	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,080,904 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本中央信用金庫 熊本県熊本市大江本町1-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,314,232 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分信用金庫 大分県大分市大道町3-4-42	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,109,634 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分みらい信用金庫 大分県別府市駅前本町1-31	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手数料 175円/件 他	基本管理回収手数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,879,368 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	都城信用金庫 宮崎県都城市上町6街区10	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,386,769 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	高鍋信用金庫 宮崎県児湯郡高鍋町大字 高鍋町673	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,151,003 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	南郷信用金庫 宮崎県南那珂郡南郷町大 字中村Z2536-R-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,405,170 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島信用金庫 鹿児島県鹿児島市名山町 1-23	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,109,330 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 18,077,165 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 5,064,254 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島県信用組合 鹿児島県鹿屋市寿3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,344,178 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本県信用農業協同組合 連合会 熊本県熊本市南千反畑町 2-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 7,868,570 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分県信用農業協同組合 連合会 大分県大分市舞鶴町1-4- 15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,728,129 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	宮崎県信用農業協同組合 連合会 宮崎県宮崎市霧島1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 14,578,039 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島県信用農業協同組 合連合会 鹿児島県鹿児島市鴨池新 町15	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 24,161,774 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大牟田柳川信用金庫 福岡県大牟田市有明町2- 2-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,058,194 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	奄美大島信用金庫 鹿児島県奄美市名瀬幸町 4-18	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,848,869 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	田川信用金庫 福岡県田川市大字伊田 3557番地の8	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,473,409 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	伊万里信用金庫 佐賀県伊万里市伊万里町 甲375-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,586,168 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	杵島信用金庫 佐賀県武雄市武雄町大字 富岡8894	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,580,587 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡県南部信用組合 福岡県久留米市合川町字 十三部31-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,876,844 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡県中央信用組合 福岡県福岡市中央区赤坂 1-10-17	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,163,837 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	とびうめ信用組合 福岡県福岡市博多区博多 駅前東1-10-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,309,218 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長崎三菱信用組合 長崎県長崎市飽の浦町5-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,394,392 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡県信用漁業協同組合 連合会 福岡県福岡市中央区舞鶴 2-4-19	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,367,843 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	宮崎信用金庫 宮崎県宮崎市橘通東2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,937,385 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	延岡信用金庫 宮崎県延岡市南町1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,624,402 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本県信用組合 熊本県熊本市紺屋今町9-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,493,928 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	奄美信用組合 鹿児島県奄美市名瀬幸町 6-5	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,019,215 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	宮崎県信用漁業協同組合 連合会 宮崎県宮崎市港2-6	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,297,098 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島県信用漁業協同組 合連合会 鹿児島県鹿児島市鴨池新 町11-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,579,489 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島興業信用組合 鹿児島県鹿児島市東千石 町17-11	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,053,093 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分県漁業協同組合 大分県大分市府内町3-5-7	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,007,848 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社琉球銀行 沖縄県那覇市久茂地1-11- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,286,041 円
機構融資に係る業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社沖縄銀行 沖縄県那覇市久茂地3-10- 1	会計規程第25条第1項 本件は、機構融資の取扱金融機関として認定した金融機関に融資業務等を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	基本管理回収手 数料 175円/件 他	基本管理回収手 数料 175円/件 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,399,442 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北洋銀行 北海道札幌市中央区大通 西3-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 24,323,711 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社札幌銀行 北海道札幌市西区二十四 軒2条2-3-30	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,561,600 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北海道労働金庫 北海道札幌市中央区北1条 西5-3-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,944,677 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北海道銀行 北海道札幌市中央区大通 西4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,978,110 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北門信用金庫 北海道滝川市本町1-2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,901,677 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	函館信用金庫 北海道函館市大手町2-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,970,301 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北見信用金庫 北海道北見市北2条東1-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,109,970 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みちのく銀行 青森県青森市勝田1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,659,064 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社荘内銀行 山形県鶴岡市本町2-15-39	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 9,067,561 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福島銀行 福島県福島市万世町2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,581,549 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大東銀行 福島県福島市郡山鶴見坦3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,068,533 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東北労働金庫 宮城県仙台市青葉区北目町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,873,462円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社青森銀行 青森県青森市橋本1-9-30	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,987,479円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北都銀行 秋田県秋田市中通3-1-41	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,545,284円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東北銀行 岩手県盛岡市茶畑2-25-46	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,712,463円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社きらやか銀行 山形県山形市旅籠町3-2-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,179,640円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福島信用金庫 福島県福島市万世町1-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,775,103円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東邦銀行 福島県福島市飯坂町平野字桜田3-4	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,372,474円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	盛岡信用金庫 岩手県盛岡市中ノ橋通1-4- 6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,117,269 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みずほ銀行 東京都千代田区内幸町1- 1-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,221,702, 881円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三菱東京UFJ銀 行 東京都千代田区丸の内2- 7-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 239,538,30 3円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社りそな銀行 大阪府大阪市中央区備後 町2-2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 187,472,71 3円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三井住友銀行 東京都千代田区有楽町1- 1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 107,274,99 4円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常 盤7-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 45,159,999 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなと みらい3-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 81,301,688 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中央三井信託銀行株式会 社 東京都港区芝3-33-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 143,092,34 4円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社八千代銀行 東京都新宿区新宿5-9-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 82,577,411 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	川崎信用金庫 神奈川県川崎市川崎区砂 子2-11-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,784,131 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	第一勧業信用組合 東京都新宿区四谷2-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,741,027 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中央労働金庫 東京都千代田区神田駿河 台2-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 49,177,413 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	協同住宅ローン株式会社 東京都目黒区中央町1-15- 3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 199,219,16 1円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本住宅ローン株式会社 東京都文京区後楽1-4-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 842,754,90 9円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	三井住友海上火災保険株 式会社 東京都中央区新川2-27-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 53,535,058 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京合同ファイナンス株 式会社 東京都中央区日本橋室町 3-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,273,032 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	SBIモーゲージ株式会社 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 82,613,903 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東芝住宅ローンサービス株 式会社 東京都新宿区西新宿6-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 50,112,435 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	旭化成モーゲージ株式会社 東京都新宿区西新宿2-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 45,824,288 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	全宅住宅ローン株式会社 東京都千代田区内神田2- 16-9	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 47,322,434 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ファミリーライ フサービス 東京都武蔵野市境2-13-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,394,739 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	あいおい損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿1-28-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 7,449,526 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	財形住宅金融株式会社 東京都千代田区麹町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 9,480,385 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社優良住宅ローン 東京都新宿区西新宿1-24-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 11,620,068 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社武蔵野銀行 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,861,455 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社千葉銀行 千葉県千葉市中央区千葉港1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 60,442,043 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社千葉興業銀行 千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 35,502,814 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山梨中央銀行 山梨県甲府市丸の内1-20-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,570,278 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社静岡銀行 静岡県静岡市葵区呉服町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 16,991,973円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	スルガ銀行株式会社 静岡県沼津市通横町23	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,712,217円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社京葉銀行 千葉県千葉市中央区富士見1-11-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 16,668,930円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	浜松信用金庫 静岡県浜松市中区元結町114-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,993,910円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	静岡県労働金庫 静岡県静岡市葵区黒金町5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,581,104円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社群馬銀行 群馬県前橋市元総社町194	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 34,714,097円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社第四銀行 新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 7,051,776円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北越銀行 新潟県長岡市大手通2-2-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,049,142円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社八十二銀行 長野県長野市大字中御所岡田178-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 14,955,344円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社東和銀行 群馬県前橋市本町2-12-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,947,967円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社栃木銀行 栃木県宇都宮市西2-1-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,351,438円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大光銀行 新潟県長岡市大手通1-5-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,451,589円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	長野信用金庫 長野県長野市大字鶴賀133-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 6,279,801円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西武信用金庫 東京都中野区中野2-29-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,339,162円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社常陽銀行 茨城県水戸市南町2-5-5	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,608,008 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社茨城銀行 茨城県水戸市南町1-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,315,768 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ジェイモーゲージバンク 東京都港区新橋1-18-16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,551,691 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	オリックス株式会社 東京都港区芝4-1-23	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,203,656 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	住生活グループファイナンス株式会社 東京都江東区大島2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,926,497 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	楽天モーゲージ株式会社 東京都品川区東品川4-12-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,008,710 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	千葉信用金庫 千葉県千葉市中央区中央2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,587,876 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	松本信用金庫 長野県松本市丸の内1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,212,272 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	新潟県労働金庫 新潟県小千谷市内1-13- 18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,217,069 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社第三銀行 三重県松阪市京町510	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,959,237 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岐阜信用金庫 岐阜県岐阜市神田町6-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,964,253 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊橋信用金庫 愛知県豊橋市小畷町579	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,497,894 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	豊田信用金庫 愛知県豊田市元城町1-48	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,419,346 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	碧海信用金庫 愛知県安城市御幸本町15- 1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすす べての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,011,970 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	トヨタファイナンス株式会社 愛知県名古屋市中区錦3-14-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,389,551円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大垣共立銀行 岐阜県大垣市郭町3-98	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 9,972,012円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社十六銀行 岐阜県岐阜市神田町8-26	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 33,204,050円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社三重銀行 三重県四日市市西新地7-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,313,383円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社百五銀行 三重県津市岩田21-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 6,984,844円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社愛知銀行 愛知県名古屋市中区栄3-14-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,817,442円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社名古屋銀行 愛知県名古屋市中区錦3-19-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,598,878円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社中京銀行 愛知県名古屋栄3-33-13	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,221,556円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東濃信用金庫 岐阜県多治見市本町2-5-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,488,939円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	岡崎信用金庫 愛知県岡崎市菅生町字元菅41	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 10,477,026円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	知多信用金庫 愛知県半田市星崎町3-39-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,924,641円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東春信用金庫 愛知県小牧市小牧3-178	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 6,220,655円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大垣信用金庫 岐阜県大垣市恵比寿町1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,227,885円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	関信用金庫 岐阜県関市東貫上12-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,010,940円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	蒲郡信用金庫 愛知県蒲郡市宝町12-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,113,278 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東海労働金庫 愛知県名古屋市中区新栄 1-7-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,586,585 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社滋賀銀行 滋賀県大津市浜町1-38	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 15,759,906 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社京都銀行 京都府京都市下京区烏丸 通松原上ル	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,766,526 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社近畿大阪銀行 大阪府大阪市中央区城見 1-4-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,076,859 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社泉州銀行 大阪府貝塚市色2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 13,813,770 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社池田銀行 大阪府池田市城南2-1-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 66,082,450 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社南都銀行 奈良県奈良市橋本町16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,406,791円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社紀陽銀行 和歌山県和歌山市中之島2240	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,436,540円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社但馬銀行 兵庫県豊岡市正法寺475-4	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 9,801,532円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社びわこ銀行 滋賀県大津市中央4-5-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,637,943円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社みなと銀行 兵庫県神戸市西区竹の台6-2	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 16,744,806円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都信用金庫 京都府京都市下京区四条通柳馬場東入立売東町7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,070,763円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	京都中央信用金庫 京都府京都市下京区四条通烏丸西入ル	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,772,936円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	きのくに信用金庫 和歌山県和歌山市本町2- 38	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,430,312 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	神戸信用金庫 兵庫県神戸市中央区浪花 町61	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,094,292 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	姫路信用金庫 兵庫県姫路市十二所前105	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,212,181 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	播州信用金庫 兵庫県姫路市南駅前町110	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,428,261 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	兵庫信用金庫 兵庫県姫路市北条口3-27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,542,691 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	尼崎信用金庫 兵庫県尼崎市西本町北通 3-93	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,451,911 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	但陽信用金庫 兵庫県豊岡市中央町17-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収し た利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,398,281 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	近畿労働金庫 大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,265,444円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	住信・松下フィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市淀川区田川2-8-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,918,865円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2-24-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,533,296円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社百十四銀行 香川県高松市亀井町7-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,361,531円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社伊予銀行 愛媛県松山市三番町4-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 22,638,106円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社四国銀行 高知県高知市南はりまや町1-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,058,031円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社徳島銀行 徳島県徳島市富田浜1-16	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,774,403円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社香川銀行 香川県高松市亀井町6-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,058,893 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社愛媛銀行 愛媛県松山市勝山町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 6,456,950 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社高知銀行 高知県高知市堺町2-24	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,604,830 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	愛媛信用金庫 愛媛県松山市二番町4-2-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,102,741 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	幡多信用金庫 高知県四万十市中村京町1-17	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,328,244 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	四国労働金庫 香川県高松市浜ノ町72-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 11,495,218 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北陸銀行 富山県富山市堤町通り1-2-26	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 33,727,401 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社富山銀行 富山県高岡市守山町22	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,200,603 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社北國銀行 石川県金沢市下堤町1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 13,290,495 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社富山第一銀行 富山県富山市掛尾町626	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,845,751 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福井銀行 福井県福井市順化1-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,595,578 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福邦銀行 福井県福井市春山2-9-9	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 2,561,920 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富山信用金庫 富山県富山市室町通り1-1-32	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,523,774 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	金沢信用金庫 石川県金沢市香林坊1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 7,153,285 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	のと共栄信用金庫 石川県七尾市松野町35	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,279,436 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北陸信用金庫 石川県金沢市玉川町11-18	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,298,655 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	興能信用金庫 石川県鳳珠郡能登町宇 出津ム字45-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,638,254 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	敦賀信用金庫 福井県敦賀市本町1-11-7	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,362,734 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	小浜信用金庫 福井県小浜市大手町9-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,005,735 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	北陸労働金庫 石川県金沢市直江町イ27	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 9,281,728 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社鳥取銀行 鳥取県鳥取市永楽温泉町 171	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,315,737 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山陰合同銀行 島根県松江市魚町10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 9,151,540 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社中国銀行 岡山県岡山市丸の内1-15-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 7,478,141 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社広島銀行 広島県広島市中区紙屋町1-3-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 79,780,892 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社山口銀行 山口県下関市竹崎町4-2-36	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,168,181 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社トマト銀行 岡山県岡山市番町2-3-4	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,684,641 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社もみじ銀行 広島県広島市中区胡町1-24	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 17,729,026 円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社西京銀行 山口県下松市大字西豊井1167	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 3,389,197 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	水島信用金庫 岡山県倉敷市水島西常盤 町8-23	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,031,463 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	広島信用金庫 広島県広島市中区富士見 町3-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,111,287 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	中国労働金庫 広島県広島市南区的場町 1-8-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 10,552,016 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鳥取信用金庫 鳥取県鳥取市栄町645	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,785,479 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	おかやま信用金庫 岡山県岡山市柳町1-11-21	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,596,187 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	呉信用金庫 広島県呉市本通2-2-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,059,685 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西中国信用金庫 山口県下関市豊前田町3- 1-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 1,049,757 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社福岡銀行 福岡県福岡市西区姪浜駅 南1-7-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 12,334,718 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社筑邦銀行 福岡県久留米市諏訪野町 2456-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,625,116 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社佐賀銀行 佐賀県佐賀市唐人2-7-20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,171,691 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社十八銀行 長崎県長崎市銅座町1-11	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,542,496 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社親和銀行 長崎県佐世保市島瀬町10- 12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,930,521 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社西日本シティ銀行 福岡県福岡市博多区博多 駅前1-3-6	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,333,034 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	福岡ひびき信用金庫 福岡県北九州市八幡東区 尾倉2-8-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 8,970,489 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	遠賀信用金庫 福岡県遠賀郡岡垣町東山田2-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 8,925,043円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	西九州信用金庫 長崎県佐世保市天満町1-15	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 5,494,686円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	たちばな信用金庫 長崎県諫早市八坂町1-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,440,003円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	九州労働金庫 福岡県福岡市中央区大手門3-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 27,563,045円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社肥後銀行 熊本県熊本市二本木5-1-8	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 28,136,819円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社大分銀行 大分県大分市府内町3-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 4,111,845円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社宮崎銀行 宮崎県宮崎市高千穂通1-5-14	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 11,952,551円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社鹿児島銀行 鹿児島県鹿児島市呉服町 3-10	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 11,074,145 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社熊本ファミリー銀行 熊本県熊本市水前寺6-29- 20	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 17,490,524 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社宮崎太陽銀行 宮崎県宮崎市広島2-1-31	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 2,968,816 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分信用金庫 大分県大分市大町3-4- 42	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 4,215,968 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	延岡信用金庫 宮崎県延岡市南町1-4-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 3,600,859 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	鹿児島相互信用金庫 鹿児島県鹿児島市泉町2-3	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 16,873,998 円
証券化支援事業(買取型)に係る買 取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	大分県信用組合 大分県大分市中島西2-4-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託 するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たす すべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意 契約したものである。	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	債務者から回収した 利息額に、当該 金融機関の買取住 宅ローン債権の貸 付利率と機構債権 の想定発行利率等 から算出した料率 を乗じて得た金額 他	---	-	単価契約 総支払予 定額 6,257,709 円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社佐賀共栄銀行 佐賀県佐賀市松原4-2-12	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,462,291円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	南郷信用金庫 宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙2536-ロ-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,610,840円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本第一信用金庫 熊本県熊本市花畑町10-29	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,424,472円
証券化支援事業(買取型)に係る買取債権管理回収業務の委託	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	熊本信用金庫 熊本県熊本市手取本町2-1	会計規程第25条第1項 本件は、証券化支援事業(買取型)に参入した金融機関に管理回収業務を委託するものである。本業務について公募を行い、申込みのあった要件を満たすすべての者と契約を締結するものであるため、要件を満たした契約相手方と随意契約したものである。	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	債務者から回収した利息額に、当該金融機関の買取住宅ローン債権の貸付利率と機構債権の想定発行利率等から算出した料率を乗じて得た金額他	---	-	単価契約 総支払予定額 1,199,427円
平成20年度一般担保住宅金融支援機構債券及び貸付債権担保住宅金融支援機構債券の格付分析に関する契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナル・エル・エル・シー 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	
格付に関する基本契約	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社 格付投資情報センター 東京都中央区日本橋1-4-1	会計規程第25条第1項 債券格付取得の目的は商品信用力の付与であり、競争に付すことが困難なことから、格付実績及び市場関係者の意見を総合的に踏まえて選定(資金調達業務検討委員会で決定)し、同社と随意契約したものである。	予定価格を公表することにより機構の事務又は事業に支障を生じるおそれがあるため予定価格は非公表	契約金額を公表しないことが通例となっている契約形態で、相手方との契約により実際に個別の金額を公表しないこととなっているため契約金額は非公表	---	-	
一般乗用旅客自動車供給(タクシー)	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13	政府調達規程第11条第9号 本件は、機構の役職員が業務上の必要によりタクシーを利用する場合に、運送サービスを受けるための契約である。本業務について、企画競争手続(平成20年1月25日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	30,000,000	使用最低額 710円/月ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予定額 30,000,000円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
プリンタ保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	会計規程第25条第1項 本件は、既に賃貸借している富士通社製日本語ラインプリンタの印刷料金に関する単価 契約である。印刷枚数に応じて交換が必要となる消耗部品等は指定製品に限られてお り、富士通株式会社からのみ入手可能な物品であることから、同社と随意契約したもの である。	1,140,382	1カウント1.54円 ほか	100.00%	-	単価契約 総支払予 定額 1,140,382円
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	内野建設株式会社 東京都練馬区豊玉5-24-15	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,520,000	2,520,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	3,060,000	3,060,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 当該物件には現に職員が居住中であり、継続して宿舍として活用する必要があることか ら当該物件の賃貸人と随意契約したものである。	2,400,000	2,400,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,472,000	2,472,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,616,000	2,616,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,664,000	2,664,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、 競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用する ため賃貸人と随意契約したものである。	2,784,000	2,784,000	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため買入人と随意契約したものである。	2,736,000	2,736,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公表	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため買入人と随意契約したものである。	2,616,000	2,616,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	有限会社若松エンタープライズ 埼玉県戸田市下前2-12-13-1001	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため買入人と随意契約したものである。	1,776,000	1,776,000	100.00%	-	
宿舍借上	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	有限会社若松エンタープライズ 埼玉県戸田市下前2-12-13-1001	会計規程第25条第1項 人事異動に伴い、正式な異動日までの短期間で緊急に職員宿舍の借上が必要となり、競争に付すことができないことから、事務所に近接する当該物件を宿舍として活用するため買入人と随意契約したものである。	1,800,000	1,800,000	100.00%	-	
ホストコンピュータに係る賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内3-4-1	政府調達規程第11条第3号 本件は、賃貸借中のホストコンピュータを継続して利用するためのものである。富士通製ホストコンピュータ及び周辺機器は、日本電子計算機株式会社を通じて賃貸借することとされていることから、同社と随意契約したものである。	180,071,178	180,071,178	100.00%	-	
社内情報共有システム(Withシステム)機器に係る賃貸借及び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都品川区東品川4-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、Withシステムのサービスを全拠点に提供することを目的とした本店に設置されているサーバ機器及び同サーバ用ソフトウェアの賃貸及び保守の継続再契約である。Withシステムは平成21年度中の新システム移行に向けて作業を進めていることから、それまでの間、システムを継続して利用することが効率的であり、同社と随意契約したものである。	14,464,800	14,464,800	100.00%	-	
社内情報共有システム(Withシステム)機器に係る賃貸借及び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 東京都品川区東品川4-12-1	会計規程第25条第1項 本件は、Withシステムの各拠点のウィルス対策を目的として各拠点に設置されているサーバ機器及び同サーバ用ソフトウェアの賃貸及び保守の継続再契約である。Withシステムは平成21年度中の新システム移行に向けて作業を進めていることから、それまでの間、システムを継続して利用することが効率的であり、同社と随意契約したものである。	3,432,240	3,432,240	100.00%	-	
総合オンラインシステムの運用管理及び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第3号 本件は、総合オンラインシステムの運用管理及び保守業務を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月20日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	6,776,758,826	運営費 239,855,646円 /月ほか	96.63%	-	総支払予定額 6,548,640,000円
総合オンラインシステム沖縄代行入力センターの運用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社システムウイング 沖縄県那覇市泉崎1-12-7	政府調達規程第11条第3号 本件は、総合オンラインセンターと沖縄県内の金融機関の間に代行入力センターを設け、オンライン登録、引落データの授受、配信帳票の出力・発送業務等を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月20日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	19,309,248	18,900,000	97.88%	-	
本支店間オンラインシステムの運用等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第3号 本件は、本支店間オンラインシステム(融資保険システム、住宅地債券システム等)の運用業務及び同システム再構築の支援業務を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成20年1月18日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	184,284,129	委託費 22,227,975円 /月ほか	100.00%	-	総支払予定額 184,284,129円
社内情報共有システム(Withシステム)等の運用管理及び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第3号 本件は、社内情報共有システム(Withシステム)等の運用管理及び保守業務を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月20日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	136,637,630	委託費 11,978,085円 /月ほか	97.67%	-	総支払予定額 134,481,270円

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
資産・負債総合管理システムに係る 運用業務等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区丸の内1-6-5	会計規程第25条第1項 本件は、任意線上償還モデルのパラメータ推計機能等を備えた資産・負債分析を行うためのシステム(資産・負債総合管理システム)の保守・運用業務を行うものである。本システムのプログラム等に係る著作権を(株)野村総合研究所が保有している上、当該プログラム等は公開されていないため、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	9,600,000	9,600,000	100.00%	-	
証券化支援業務に係る法務アドバ イス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	個人情報保護法により非公 表	会計規程第25条第1項 本業務は、複雑多岐にわたる証券化制度、フラット35や貸付債権担保住宅金融支援機構債券の商品性、各種契約書内容に関する知識・理解を前提とした法務に関するアドバイス業務である。このため、契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならない、本制度創設時以降法務的なアドバイスを受けている同人が契約相手方として最適であることから随意契約したものである。	20,790,000	20,790,000	100.00%	-	
証券化支援業務に係る税務アドバ イス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	KPMG税理士法人 東京都港区六本木1-6-1	会計規程第25条第1項 本業務は、複雑多岐にわたる証券化制度、フラット35や貸付債権担保住宅金融支援機構債券の商品性、各種契約書内容に関する知識・理解を前提とした国税・地方税等に関するアドバイス業務である。このため、契約相手方は当機構の業務内容や関係法令、上記制度に精通していることを前提としなければならない、本制度創設時以降税務的なアドバイスを受けている同法人が契約相手方として最適であることから随意契約したものである。	9,450,000	9,450,000	100.00%	-	
社内情報共有システム(Withシステ ム)で利用する広域イーサネット網 におけるデータ伝送サービス及びイ ンターネット接続機能の運用管理及 び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会 社 東京都港区東新橋1-9-1	政府調達規程第11条第3号 本件は、Withシステム等で利用する広域イーサネット網におけるデータ伝送サービス及びインターネット接続機能の運用管理及び保守業務を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月20日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	111,564,655	107,753,370	96.58%	-	
ALMリスク分析システムに係る基 本保守等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社 東京都千代田区大手町1-1-3	会計規程第25条第1項 本件は、機構のALMリスク分析を行うためのシステムの使用許諾及び保守の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	10,080,000	10,080,000	100.00%	-	
金融管理サポートシステムに係る 運用業務等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ティージーアイ・ フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の金融管理サポートシステムの運用業務等の委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計算・管理機能等を追加したものである。本システムのフレームワークソフトに関するプログラム等は公開されていないことから、本システムに係る運用業務等を実施することができるのは同社のみであるため随意契約したものである。	3,831,660	運用業務 285,180円/月 ほか	100.00%	-	総支払予 定額 3,831,660円
与信ポートフォリオ管理システムの 運用等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社ティージーアイ・ フィナンシャル・ソリューションズ 東京都品川区東品川4-12-2	会計規程第25条第1項 本件は、機構の信用リスク分析を行うためのシステム(与信ポートフォリオ管理システム)の保守・運用業務委託を行うものであるが、本システムは、同社が著作権を保有するフレームワークソフトを基幹として、機構独自の計量機能を追加したものである。当該フレームワークソフトに関するプログラム等は他に公開されていないことから、本システムに係る保守・運用業務を実施することができるのは同社のみであることから同社と随意契約したものである。	9,935,730	9,894,780	99.59%	-	
情報系システム(SCOPシステム)等 の運用管理及び保守	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	政府調達規程第11条第3号 本件は、情報系システム(SCOPシステム)等の運用管理及び保守業務を行うものである。本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月20日)を行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	54,822,600	52,579,800	95.91%	-	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社QUICK 東京都中央区日本橋室町 2-1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。機構が発行する債券のディスクロースの一環として、機構は同社に情報提供し、同社はこれを加工しサービス提供している。機構が債券発行のために必要なMBS評価システム等は、同社のみが提供しているサービスであることから随意契約したものである。	4,921,350	4,662,042	94.73%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ブルームバーグ・エル・ピー 東京都千代田区丸の内2- 4-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、 同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に 沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受け ることが不可欠である。加えて、債券の流動性を向上するために、機構は引受候補証 券会社に対し債券の気配値を同社に報告するよう求めており、各社が適切に対応してい ることを監視する上でも、当該情報の入手が不可欠なため、同社と随意契約したもので ある。	13,611,150	13,611,150	100.00%	-	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ロイター・ジャパン株式会社 東京都港区赤坂5-3-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が発行する債券のディスクロージャの一環として、機構は同社に対し情報を提供し、 同社はこれを加工して一般にサービスを提供していることから、機構は自身の意図に 沿った内容・方法により運営されていることを確認するために、当該サービスの提供を受け ることが不可欠である。加えて、デリバティブ取引を実施するために使用している金融 管理サポートシステム(FMS)に用いる市場データは、同社より取得していることから、 同システムを管理・運用する上で当該情報の入手が不可欠であるため、同社と随意契 約したものである。	10,406,466	10,406,466	100.00%	-	
金融情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	トムソンコーポレーション株 式会社 東京都千代田区一ツ橋1- 1-1	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な金融情報の提供サービスを受けるものである。 機構が発行する債券のうちMBSとSBIについては、債券市場から資金を調達している。 必要な資金を確実に調達する上では、債券市場における機構の起債運営に対する評価 を把握することが必要であり、当該サービスの提供を受けることが不可欠である。加え て、引受候補証券会社の評価に際し、債券全般の引受実績を用いる必要があることか ら、同社が提供する情報の入手が不可欠であるため、随意契約したものである。	1,890,000	1,890,000	100.00%	-	
不動産流通情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	財団法人東日本不動産流 通機構 東京都千代田区鍛冶町2- 3-2	会計規程第25条第1項 本件は、業務上必要な不動産流通情報の提供サービスを受けるものである。 機構の融資審査のために必要な不動産流通標準システムは、同社のみが提供してい るサービスであることから随意契約したものである。	1,100,000	1,100,000	100.00%	0	
新築マンション情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月14日	株式会社不動産経済研究 所 東京都新宿区新宿1-9-1	会計規程第25条第1項 本件は、新築マンションの新規供給及び販売状況の情報の提供サービスを受けるもの である。 機構は、これまでマンション市場動向調査・分析の基礎データを同社から提供される データにより行ってきたり、これまで蓄積してきたマンション動向の把握・分析における 連続性を保つため、当該情報を提供することが可能である同社と随意契約したものであ る。	3,654,000	3,654,000	100.00%	-	
本店ビル総合管理	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社エイチ・ジイ・エス 東京都新宿区水道町3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構本店ビルの管理について、適正かつ円滑なビル運営を行うためのビル総 合管理業務を行うものである。 本業務について、企画競争手続(平成20年2月1日公示)により契約相手方を選定し、随 意契約したものである。	81,024,300	79,380,000	97.97%	-	
本店ビル文書受発信	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社エイチ・ジイ・エス 東京都新宿区水道町3-1	会計規程第25条第1項 本件は、機構本店ビルにおける文書の受発信業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成20年2月1日公示)により契約相手方を選定し、随 意契約をしたものである。	44,893,800	42,651,000	95.00%	-	
フラット35のTVCMの実施等	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社日本経済広告社 東京都千代田区神田小川 町2-10	政府調達規程第11条第2号 本件は、平成20年度上半期におけるフラット35の広告を実施するものである。 本業務について、企画競争手続(平成19年10月22日公示)により契約相手方を選定し、 随意契約したものである。	400,000,000	400,000,000	100.00%	-	
広報コンサルティング	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	共同ビーアール株式会社 東京都中央区銀座7-2-22	会計規程第25条第1項 本件は、平成20年度広報コンサルティング業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成19年12月11日公示)により契約相手方を選定し、 随意契約したものである。	9,765,000	9,765,000	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物 品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属 する本店又は支店の所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は 名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 役員の数	備考
総合オンラインシステムフラット35 システム構築に伴う既存アプリケー ション等へのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第3号 本件は、平成20年度において買取審査システム(フラット35システム)構築に伴う既存ア プリケーション等へのメンテナンス業務を行うものである。 本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成20年1月28日)を行っ たところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	326,256,000	326,025,000	99.93%	-	
本支店間オンラインシステムの再構 築	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	富士通株式会社 東京都港区東新橋1-5-2	政府調達規程第11条第3号 本件は、本支店間オンラインシステム再構築に係る結合テスト、総合テスト、運用テスト 及び移行業務を実施するものである。 本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成20年1月18日)を行っ たところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	172,752,000	172,571,700	99.90%	-	
システム再構築及び情報システム 部門の人材育成等に関するコンサル ティング	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社野村総合研究所 東京都千代田区丸の内1-6-5	政府調達規程第11条第3号 本件は、システム再構築及び情報システム部門の人材育成等に関するコンサルティン グ業務を委託するものである。 本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成19年12月21日)を 行ったところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	201,600,000	170,100,000	84.38%	-	
総合オンラインシステムメインフレ ーム更改に伴う既存アプリケーション 等へのメンテナンス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社HS情報システムズ 東京都千代田区大手町1-2-3	政府調達規程第11条第3号 本件は、総合オンラインシステムメインフレーム更改に伴うアプリケーション等へのメンテ ナンス業務を委託するものである。 本業務について、参加意思確認書の提出招請を求める公示(平成20年1月28日)を行っ たところ、参加意思確認書の提出がなかったため、同社と随意契約したものである。	559,860,000	559,629,000	99.96%	-	
公開講座の受講	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	立命館大学 京都府京都市北区等持院 北町56-1	会計規程第25条第1項 本件は、金融・証券分野において高い専門性を有する人材を育成するため、特定の公開 講座に職員を参加させるものである。 当該講座は、立命館大学のみで開講されていることから、随意契約したものである。	1,335,000	1,068,000	80.00%	-	
ガス	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京ガス株式会社 東京都港区海岸1-5-20	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,893,694	1,893,694	100.00%	-	
水道	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京都水道局 東京都新宿区西新宿2-8-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	11,809,809	11,809,809	100.00%	-	
NHK受信料	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本放送協会 東京都渋谷区神南2-2-1	会計規程第25条第1項 放送法に基づき契約の相手先が一に限られるため、同社と随意契約したものである	1,116,340	1,116,340	100.00%	-	
電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	22,902,159	22,902,159	100.00%	-	
電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社 東京都千代田区内幸町1-1-6	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	27,693,679	27,693,679	100.00%	-	
携帯電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	KDDI株式会社 東京都千代田区飯田橋3-10-10	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さ ないため、同社と随意契約したものである。	1,309,557	1,309,557	100.00%	-	
電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会 社 東京都港区東新橋1-9-1	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さ ないため、同社と随意契約したものである。	5,368,828	5,368,828	100.00%	-	
携帯電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会 社 東京都港区東新橋1-9-1	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さ ないため、同社と随意契約したものである。	1,670,541	1,670,541	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当役等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	株式会社横浜銀行 神奈川県横浜市西区みなとみらい3-1-1	会計規程第25条第1項 当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	8,630,000	8,630,000	100.00%	-	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	
事務所賃貸借	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	日本生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計規程第25条第1項 当該場所で行うことが不可能であることから、場所が限定され、供給者が一に特定されるため、同社と随意契約したものである。	契約当事者間の約定により非公表	契約当事者間の約定により非公表	---	-	
登記情報サービスの利用	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	財団法人民事務協会 東京都千代田区神田淡路町2-8-5	会計規程第25条第1項 業務に必要な情報について、当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるため、同社と随意契約したものである。	1,280,206	1,280,206	100.00%	0	
電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ソフトバンクテレコム株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,247,295	1,247,295	100.00%	-	
携帯電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	ソフトバンクモバイル株式会社 東京都港区東新橋1-9-1	会計規程第25条第1項 業務上、引き続き役務の提供を受ける必要があり、契約の性質又は目的が競争を許さないため、同社と随意契約したものである。	1,600,551	1,600,551	100.00%	-	
電話	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3-19-2	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	1,761,316	1,761,316	100.00%	-	
電気	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京電力株式会社前橋支社 群馬県前橋市南町3-60-3	会計規程第25条第1項 提供を行うことが可能な業者が一に限られるため、同社と随意契約したものである。	2,502,322	2,502,322	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	4,681,264	4,681,264	100.00%	-	
後納郵便	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計規程第25条第1項 郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、同社しかないため随意契約したものである。	3,682,860	3,682,860	100.00%	-	
機構資格抄本の購入	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月1日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	10,210,000	10,210,000	100.00%	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保S種第8回住宅金融支援機構債券)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月24日	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-5-1 三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した公募・企画競争方式による総合評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名したものである(資金調達業務検討委員会で決定)。	630,000,000	630,000,000	100.00%	-	
引受並びに募集取扱契約(貸付債権担保第13回住宅金融支援機構債券)	理事長 島田精一 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月25日	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋1-9-1 日興シティグループ証券株式会社 東京都千代田区丸の内1-5-1 三菱UFJ証券株式会社 東京都千代田区丸の内2-4-1	会計規程第25条第1項 貸付債権担保住宅金融支援機構債券の特殊な商品性を踏まえ、起債運営能力、販売能力、市場発展に向けた取組、起債運営に関する提案能力等を考慮した公募・企画競争方式による総合評価を行って主幹候補証券会社を選定し、評価点の順位に応じ分類した上で、起債スケジュール・見込額をもとに順次指名したものである(資金調達業務検討委員会で決定)。	377,934,375	377,934,375	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。

工事の名称、場所及び期間又は物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名及びその所属する本店又は支店の所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	備考
機構資格抄本の取得	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月18日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,401,260	1,401,260	100.00%	-	
民間住宅ローン証券化支援に関する調査研究	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月22日	株式会社みずほコーポレート銀行 東京都千代田区丸の内1-3-3	会計規程第25条第1項 本件は、住宅ローン証券化についての高度な金融技術やノウハウを有する外部機関に、証券化支援事業(買取型)に係るリスク計量に関する金融実務面からの検討等、調査研究業務を委託するものである。 本業務について、企画競争手続(平成20年2月22日公示)により契約相手方を選定し、随意契約したものである。	68,250,000	64,050,000	93.85%	-	
機構資格抄本の取得	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月23日	東京法務局 東京都千代田区九段南1-1-15	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	9,510,000	9,510,000	100.00%	-	
本店ビルにおける熱需給	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月25日	東京下水道エネルギー株式会社 東京都千代田区大手町2-6-2	会計規程第25条第1項 本店ビルにおける冷暖房については、ビル竣工時より後楽1丁目地区の地域冷暖房を使用しており、平成20年度も引き続き熱需給契約を締結するが、後楽1丁目地区において当該熱需給供給を行う事業者は、東京下水道エネルギー(株)1社であることから、同社と随意契約をしたものである。	96,000,000	冷水4.29円(1MJ/hあたり)ほか	100.00%	-	単価契約ほか 総支払予定額 96,000,000円
機構資格抄本の取得	契約担当役 菊池隆夫 東京都文京区後楽1-4-10	平成20年4月30日	前橋地方務局 群馬県前橋市大手町2-10-5	会計規程第25条第1項 行政サービスの対価として、証明書の発行手数料を契約相手方に支払うものであるため、契約相手方と随意契約したものである。	1,315,200	1,315,200	100.00%	-	

(注)会計規程施行細則第40条第1項に基づく公表である。